

遺言書

わたしは、長男の甲野一郎(昭和50年2月1日生)に、全財産を相続させる。

平成29年12月12日

〇〇市新町1丁目2番地

甲野太郎(印)

－ 注意事項 －

- ・甲野太郎が長男に「全財産を相続させる」内容の、もっとも単純な遺言の例。
- ・相続させたい人は次男・長女・妻など、必要に応じて書き替え可。
- ・「全財産」の部分もいろいろ書き換えたいが「山林」とするのは不可。

現況が山林であるが登記上の地目は畑など、財産の特定に曖昧さが発生するため。

相続させたい財産を個別に指定したい場合は、自筆証書遺言②の例による。

－自筆証書遺言 共通の注意事項－

1. すべての記載を自分一人で書く。ワープロ不可。

上記の各例なら、『遺言書』から『甲野太郎』までを、甲野太郎自身が手書きする。

日付は、『年・月・日』を正確に記載する。

2. 紙はふつうのコピー用紙で可。筆記具はボールペンや万年筆など、消せないもの。

3. 押印は実印・認印とも可だが、遺言者自身が使っているものがよい。

三文判は一応可だが非推奨、銀行印は可。

4. 相続させたい人は、子供と配偶者なら続柄と氏名で特定できる。

それ以外の人に相続させたい場合、住所・氏名・生年月日で特定する。

※同姓同名の姪や孫、は存在しうるが、同姓同名の「長女」や「次男」はいない。

5. 書き間違ったら無理に訂正しない。破棄して最初から書き直すことを推奨。

※訂正の方法が厳密に定められており、面倒だから。

6. 付言事項(これまでの感謝など)は、別の紙に書くとよい。

付言事項の部分は長くなるし法的には不要な(自由に書ける)部分なので、そうした部分を書き間違えて遺言書全体を破壊しないように。

7. 遺言書が複数あってもいいので、遺産を相続させたい人が複数いるならその相手ごとに遺言書を作ればよい。

8. 遺言書自体、いつでも作り直せると考えておくと少しは気楽かも。複数の遺言書の内容が矛盾する場合、後の日に作られたものが優先。

9. 複数の遺言者が一枚の遺言書を作ることはできない(夫と妻が連名で子に遺産を相続させる旨の1枚の遺言書は作れず、遺言書が無効になる)

10. 自筆必須なので、どうしても字が自分で書けないという理由で公正証書遺言の作成を検討することもある。仕方ない。

チェックリスト

－ 法律的な有効性 －

- ぜんぶ自分で手書きしましたか？
- 遺言書を書いた日を、『何年何月何日』と書きましたか？
- 印鑑は実印や銀行印など、ふだん自分が使っている印鑑で押しましたか？
- ご夫婦二人で、など、複数の人の遺言をまとめて書いていないですか？
 - ※二人以上の方が同じ遺言書で遺言をすることはできません
- 記載を訂正した場合、民法に定められた形式で訂正しましたか？
 - ※最初から書き直すことをおすすめします

－ 内容の正確さ(特に不動産の場合) －

- 出てくる人の名前と住所は正確に書いてありますか？(真太郎と眞太郎、など)
- 土地は『所在』と『地番』を書いてありますか？
- 登記がある建物は、『所在』と『家屋番号』を書いてありますか？
- 土地の所在と地番、登記がある建物の所在と家屋番号は、『登記事項証明書』または『インターネットで取得した登記情報』と照らし合わせて確認しましたか？
- 未登記の建物については、評価証明書・名寄帳などから『所在・種類・構造・床面積・建築年』を正確に書き写しましたか？